ＴＭＢニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン　URL:　http://www.tsubota-tmb.co.jp/　平成 28 年 10 月 13 日発行
有 限 会 社トータルマネジメントブレーン　Mail:　tmb@tkcnf.or.jp　担当：　植村　一成
【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 ｱｸﾃｨ南森町 6F　TEL：06-6361-8301　FAX：06-6361-8302
【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 3 号館 3F　TEL：03-6231-1576　FAX：03-6231-1577

低解約返戻金型保険の取扱いに注意

１．会社から役員等への名義変更時の課税上の問題

会社で契約している保険を役員へ名義変更した場合の課税上の取り扱いは、その保険契約に関する権利を給与として支払ったものとされます。その保険契約の権利の評価額は、所得税基本通達 36-37 において「解約返戻金相当額」とされています。一般的な保険契約については、解約返戻金額が一定割合で緩やかに増減することになり、この基本通達により取り扱うことについて課税上の問題は生じることはないと考えられます。この取り扱いに着目して一部の生命保険会社が「低解約返戻金型逓増定期保険」を発売しております。その低解約返戻金型逓増定期保険とは、契約時から一定の期間においては解約返戻金が低額に設定されており、その期間経過後になると解約返戻金が高額になるという保険契約をいいます。この場合、税務上問題視されているのが名義変更時の個人における経済的利益への所得課税です。

２．通常の保険の取り扱いと低解約返戻金型逓増定期保険の利用

通常、会社が保険料を支払った場合には、保険の種類に応じて 1/2、1/3 や全額が経費となり、保険契約の解約時又は満期時では、その解約返戻金から支払い時に経費とならなかった積立金額を控除した額が法人税の課税標準となります。役員である個人においては、個人が支払った保険料について所得控除である生命保険料控除の適用があり、保険契約の解約時又は満期時では、解約返戻金額から支払った保険料を控除した残額から更に 50 万円の特別控除後の 1/2 を一時所得として所得税が課税されることとなります。低解約返戻金型逓増定期保険についてこの所得金額の計算方法の違いを狙い、会社名義を役員名義に変更するケースがあります。低解約返戻金型逓増定期保険は保険料のうち法人税法上認められた部分の金額を損金に算入し、一定の時期がくると今まで会社で支払っていた保険料総額の 10～20%の解約返戻金額で役員に名義変更します。その後、役員が解約して解約返戻金を受け取ると**名義変更時の解約返戻金**と**解約時の解約返戻金**の差額は特別控除を差し引いて一時所得となり、法人税課税されるより非常に安い税金となります。

３．評価額の合理性がない場合には否認リスクがある

会社において高額な保険料を支払い、低解約返戻期間の翌年には解約返戻金は高額となるにも関わらず、個人に名義変更する保険契約の権利を非常に低い解約返戻金の評価額とすることが適正なのでしょうか。もし、この名義変更時の評価額に合理性がないと判断される場合、時価とされた金額と低解約返戻金の差額について、役員に給与所得として課税される否認リスクがあります。低解約返戻金型逓増定期保険は新たに販売されることとなった保険商品であり、所得税基本通達 36-37 はこの新たな保険商品を考慮したものではないため、この通達に従った税務申告をしてしまうことは課税上の問題点があるともいえます。

４．平成 30 年 1 月 1 日以後の「生命保険契約等の一時金の支払調書」の提出

生命保険金等の支払いをした生命保険会社等は、平成 30 年 1 月 1 日以後に支払いの確定する生命保険金等で同日以後に名義変更が行われたものについて、「生命保険契約等の一時金の支払調書」を提出する必要があります（平成 27 年度税制改正）。この改正は、役員において満期や解約により一時金を受け取った際の一時所得の金額の計算上、旧契約者である会社が支払った保険料をも控除した所得税申告が散見されたためであり、低解約返戻金型逓増定期保険も対象となります。この支払調書には、①その契約者の変更前の契約者の氏名又は名称、②その契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は掛金の額、③その契約に係る契約者の変更回数を記載する必要があり、生命保険会社がこの支払調書を提出することで税務当局は控除すべき保険料額と名義変更の情報を入手することになります。

このように低解約返戻金型逓増定期保険について課税上の問題があるといわれていること、税務当局が支払調書によって情報を得ようとしていることから、低解約返戻金型逓増定期保険の取扱いについて税務当局は注視して調査・行政指導を行おうとしていることが伺えます。今後、このような保険商品を踏まえて基本通達が改められるかどうかは明らかとなってはいませんが、租税の公平性を考えると将来のみならず、現在においても通達通りの処理が否認される可能性は大いにあると考えられます。通達で明らかにされている取扱いが必ずしも現況の経済的事象に適しているといえず、課税上の問題が生じるようなケースは多々あります。弊社は、租税の公平性や将来の税務リスクを踏まえた上で申告やコンサルティングを行っておりますので、安心してご相談ください。